

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年十二月奈良県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条の二」を「第五条」に改める。

第三条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

第四条中「前条の」の下に「規定による」を加え、同条に次の一項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務又は通勤により生じたものでないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族にその旨を通知しなければならない。

- 一 実施機関の職及び氏名
 - 二 当該職員の氏名
 - 三 傷病名
 - 四 災害発生年月日
 - 五 公務又は通勤により生じた災害でないと認定した理由
- 第二十四条の二の次に次の一条を加える。

（審査の申立ての教示）

第二十四条の三 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第二十二條に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。